

## 福島市議会災害対策連絡会議設置要綱

### (設置)

第 1 条 市議会は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により大きな影響を受けた市民生活の安全、安心が一日も早く取り戻せるよう、当局と連携のうえ活動を支援し、市議会としての対応策を協議するため、福島市議会災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

### (組織)

第 2 条 連絡会議は、議長、副議長及び各交渉会派の代表者をもって組織する。ただし、各交渉会派の代表者に事故あるときは、当該交渉会派に所属する議員の中から代理者を出席させることができる。

- 2 連絡会議は、議長が招集する。
- 3 議長は、連絡会議に関する事務を処理し、連絡会議を代表する。
- 4 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、副議長がその職務を代理する。

### (所掌事務)

第 3 条 連絡会議は、福島市災害対策本部と連携し、その活動を支援するため、次の事務を所掌する。

- (1) 各会派の所属議員を通じて収集された福島市内における東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による災害や影響に関する情報をもとに、福島市災害対策本部に提供すべき情報及び提言内容を協議し、決定すること。
- (2) 福島市災害対策本部から得られた災害情報及び支援情報をもとに、各会派の所属議員を通じて市民への情報提供を行うこと。
- (3) 国、県、地元選出関係国会議員、関係団体等への要望に関すること。
- (4) 前三号に定めるもののほか、議会として必要な対応を協議すること。

### (補則)

第 4 条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、議長が連絡会議に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 11 日から施行する。